熊谷市監査委員公告第１０号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和８年８月２４日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　沼　上　政　幸

令和８年度都市整備部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

都市計画課、産業拠点整備推進室、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所

⑵　対象事務

令和７、８年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務

ア　必要な帳簿類は整備されているか。

イ　帳票等と現金を突合しているか。

ウ　納入の通知は適正に行われているか。

エ　債権の適正な管理が行われているか。

⑵　支出事務

ア　違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ　予算目的に反する支出はないか。

⑶　契約事務

ア　安易な随意契約を採用していないか。

イ　完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ　検査結果通知書等は作成されているか。

エ　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑷　負担金

ア　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。

イ　負担効果の点より整理すべきものはないか。

⑸　補助金

ア　交付に当たって根拠等審査は適正か。

イ　実績報告書を提出させているか。

ウ　補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。

⑹　工事

ア　工事の実施は計画的に行われているか。

イ　業者選定方法は適正か。

⑺　財産管理

ア　備品購入後速やかに備品登録がされているか。

イ　返納手続をせずに処分していないか。

⑻　その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

⑴　収入事務

ア　現金出納簿

イ　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

ウ　屋外広告物許可手数料

エ　開発許可手数料

オ　建築検査手数料

カ　低炭素建築物認定手数料

キ　国庫支出金「社会資本整備総合交付金」

ク　公園使用料

ケ　籠原駅北口駐車場使用料

コ　上之土地区画整理事業雑入

⑵　支出事務

ア　（仮称）樋春地区産業団地整備計画検討・調査事業「手数料」

イ　上之土地区画整理実施事業（事故繰越分）「家屋等移転補償金」

⑶　契約事務

ア　景観まちづくり体験型ワークショップ事業業務委託

イ　聖天山周辺地区景観形成業務委託

ウ　土地利用転換（吉岡工業団地拡張地区）に伴う農林調整資料及び都市計画決定資料作成支援業務委託

エ　開発許可台帳・地図情報システムデータ更新業務委託

オ　特定建築物等定期報告業務委託

カ　熊谷荒川緑地進入路開閉業務委託

キ　熊谷市西部地区トイレ清掃業務委託

ク　ソシオ地区除草業務委託　その２

⑷　負担金

ア　埼玉県土地区画整理事業推進協議会負担金

イ　全国建築審査会協議会会費

ウ　公園施設点検技士資格更新講習会受講料

エ　上石第一土地区画整理事業水道管布設工事負担金（上石第一（区画）第２６次配水管布設工事（第１工区））

⑸　補助金

ア　熊谷市既存建築物バリアフリー改修促進事業補助金

イ　熊谷市木造住宅耐震診断補助金

ウ　熊谷市ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金

⑹　工事

ア　熊谷運動公園子供広場整備工事

イ　上石第一土壌改良工事（区６－１８号線ほか）

⑺　財産管理

備品台帳一覧表

⑻　その他

ア　出勤簿

イ　時間外勤務集計データ

ウ　準公金関係書類

エ　屋外広告物条例第８条に基づく許可関係書類

オ　開発許可（変更含む）申請、建築許可申請、開発登録簿写し交付関係書類

カ　都市計画法違反開発の是正指導等関係書類

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、都市計画課、産業拠点整備推進室、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所、熊谷運動公園、大里コミュニティセンター西棟大集会室

⑵　監査期間

令和８年４月１３日から令和８年５月２８日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

ア　現金領収書について、分任出納員氏名欄にあらかじめ特定の職員名が記載されていたので、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載するべきである。　【都市計画課】

イ　証明発行手数料について、３万円を超える現金の払込みが即日又は翌日までに行われていないものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第２６条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【建築審査課】

ウ　現金領収書について、控えの分任出納員氏名欄が未記入のものがあったので、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載するべきである。　【公園緑地課】

エ　公園使用料について、督促状が未発付のもの、納期限後２０日を経過して督促状が発付されたもの及び催告が行われていないものがあったので、熊谷市債権管理条例第７条及び同施行規則第４条の規定に基づき、適正な債権管理を行うべきである。　【公園緑地課】

⑵　支出事務

指摘事項なし。

⑶　契約事務

指摘事項なし。

⑷　負担金

指摘事項なし。

⑸　補助金

指摘事項なし。

⑹　工事

指摘事項なし。

⑺　財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第２６条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【公園緑地課】

⑻　その他

紙文書の収受について、収受印の押印がないもの、文書番号の記入がないもの及び文書収受がされていないものが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第１２条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【都市計画課、建築審査課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

補助金制度の周知について

市が交付する補助金について、ホームページ、パンフレット及び訪問等により積極的な周知に努めているところであるが、制度の存在が対象者へ十分に届いていないケースが見受けられる。

今後は、これまでの周知に加え、補助制度の一覧を作成し配布するなど、周知方法について検討されたい。